

○相模原市立博物館条例

平成7年3月23日
条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、相模原市立博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 郷土の自然及び文化並びに天文に親しむとともに、これらに関する理解を深める場を市民に提供することにより、郷土を愛する心をはぐくみ、生涯学習の振興を図り、もっていきいきとした市民文化の創造に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、相模原市立博物館(以下「博物館」という。)を相模原市中央区高根3丁目1番15号に設置する。

(一部改正〔平成21年条例36号〕)

(観覧料)

第3条 博物館を利用する者(以下「利用者」という。)は、プラネタリウム投影又は全天周映画を観覧しようとするときは、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

2 利用者は、特別な企画の展示が行われている場合において、当該展示に係る資料を観覧しようとするときは、教育委員会がその都度定める観覧料を納付しなければならない。

3 前2項の観覧料は、前納とする。

(観覧料の減免)

第4条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第5条 既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が、観覧料を納付した者の責めにやらない理由により観覧することができないと認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、又は中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 博物館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 博物館の施設、設備、資料等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

(博物館資料の特別利用)

第7条 学術研究等のため、博物館資料(博物館に保管され、又は展示されている資料をいう。以下同じ。)の撮影、模写、模造その他の特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(追加〔平成11年条例58号〕)

(博物館資料の館外貸出し)

第8条 次に掲げるものは、博物館資料の館外貸出し(以下「館外貸出し」という。)を受けることができる。

(1) 国立の博物館、博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館

(4) 国立の図書館及び図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 館外貸出しを受けようとするものは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(追加〔平成11年条例58号〕)

(特別利用等の条件)

第9条 教育委員会は、博物館の管理上及び博物館資料の保全上必要と認める範囲内で、第7条又は前条第2項の承認に条件を付することができる。

(追加〔平成11年条例58号〕)

(特別利用等の制限)

第10条 教育委員会は、次に掲げる博物館資料については、第7条又は第8条第2項の承認をしないもの

とする。

- (1) 保全上支障があると認めるもの
- (2) 寄託を受けたもので寄託者の承諾を得ていないもの
- (3) 著作権のあるもので著作権者の承諾を得ていないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるもの
(追加〔平成11年条例58号〕)

(入館の制限等)

第11条 教育委員会は、博物館の管理上適当でないと認められる者があるときは、その入館を拒み、又は退館させることができる。

(追加〔平成11年条例58号〕)

(販売行為等の禁止)

第12条 何人も、博物館において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(追加〔平成11年条例58号〕)

(損害賠償)

第13条 博物館の施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、教育委員会の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成11年条例58号〕)

(博物館協議会の設置)

第14条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に相模原市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(一部改正〔平成11年条例58号・24年21号〕)

(定数)

第15条 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

(追加〔平成24年条例21号〕)

(委員)

第16条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) 市の住民
- 2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は、再任されることができる。

(追加〔平成24年条例21号〕)

(会長及び副会長)

第17条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(追加〔平成24年条例21号〕)

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(追加〔平成24年条例21号〕)

(運営等)

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(追加〔平成24年条例21号〕)

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成11年条例58号・24年21号〕)

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第36号で平成7年11月20日から施行)

附 則(平成11年12月22日条例第58号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日条例第36号抄)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分		単位	観覧料	
			大人	小人
プラネタリウム 投影	個人	1回につき	500円	200円
	団体(20人以上)	1人1回につき	400円	160円
全天周映画	個人	1回につき	500円	200円
	団体(20人以上)	1人1回につき	400円	160円

備考

- 1 小人とは、小学校に就学するまでの4歳以上の者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。
- 2 4歳未満の者は、無料とする。

○相模原市立博物館条例施行規則

平成7年9月29日
教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市立博物館条例(平成7年相模原市条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 相模原市立博物館(以下「博物館」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)
- (2) 休日の翌日(休日、日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)
- (3) 前2号の規定にかかわらず、12月28日から翌年の1月3日までの日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

(一部改正〔平成27年教委規則15号〕)

(開館時間)

第3条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日等の周知)

第4条 教育委員会は、第2条第1項第4号の規定により休館日を定め、若しくは同条第2項の規定により休館日を開館日とするとき又は前条第2項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を告示する等市民への周知を図るものとする。

(観覧券の交付)

第5条 教育委員会は、条例第3条第1項の観覧料を納付した者にプラネタリウム投影等観覧券(第1号様式)を、同条第2項の観覧料を納付した者に特別展観覧券(第2号様式)を交付するものとする。

(観覧料の減免)

第6条 条例第4条の規定による観覧料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める率により行う。

- (1) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(高等部を除く。)の児童・生徒(それぞれの引率者を含む。)が、教育課程に基づく教育活動により観覧しようとするとき。 100パーセント
 - (2) 市内の幼稚園、幼保連携型認定こども園若しくは保育所又はこれらに準ずる施設が行う教育活動等により幼児(その引率者を含む。)が観覧しようとするとき。 50パーセント
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護者が観覧しようとするとき。 100パーセント
 - (4) 相模原市医療費助成条例施行規則(昭和49年相模原市規則第17号)第12条第1項第2号に規定するひとり親家庭等であることの証明書に記載されている者(これに準ずる市外在住の者を含む。)が観覧しようとするとき。 100パーセント
 - (5) 65歳以上の者が観覧しようとするとき。 50パーセント
- 2 前項の規定により観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、博物館観覧料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第3号、第4号又は第5号に該当するときは、申請書の提出を省略することができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、観覧料を、減額し、又は免除するときは博物館観覧料減免決定通知書により、減額せず、又は免除しないときはその旨を利用者に通知するものとする。

(一部改正〔平成9年教委規則2号・11年10号・15年2号・17年3号・20号・19年29号・21年7号・24年9号・26年20号・27年15号・28年10号〕)

(観覧料の還付手続)

第7条 条例第5条ただし書の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、その旨及び観覧することができない理由を記載した書面にプラネタリウム投影等観覧券又は特別展観覧券を添え、教育委員会に提出しなければならない。

(特別利用の手続)

第8条 条例第7条の規定により特別利用の承認を受けようとする者は、博物館資料特別利用等承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、その特別利用を、承認するときは博物館資料特別利用等承認通知書により、承認しないときはその旨を申請した者に通知するものとする。

(一部改正〔平成12年教委規則18号・19年29号〕)

(館外貸出しの手続)

第9条 条例第8条第2項の規定により館外貸出しの承認を受けようとするものは、博物館資料特別利用等承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、その館外貸出しを、承認するときは博物館資料特別利用等承認通知書により、承認しないときはその旨を申請したものに通知するものとする。

3 館外貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、当該期間を延長することができる。

4 教育委員会は、必要があるときは、館外貸出しの期間中であっても、当該博物館資料の返還を求めることができる。

(一部改正〔平成12年教委規則18号・26年20号〕)

(博物館資料の複写)

第10条 博物館を利用する者(以下「利用者」という。)は、別に定めるところにより、博物館資料の複写をすることができる。ただし、技術上複写をすることが困難なものその他教育委員会が適当でないと認める博物館資料については、この限りでない。

(一部改正〔平成12年教委規則18号〕)

(遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく動物(身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬(同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。)を除く。)又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。

(2) 博物館資料(第9条第2項の承認を受けたものを除く。)又は博物館の器具等を博物館外に持ち出さないこと。

(3) 指定された場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。

(4) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) 博物館の職員の指示に従うこと。

(一部改正〔平成12年教委規則18号・14年19号〕)

(損傷等の届出)

第12条 博物館の施設、設備、博物館資料等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を文書により教育委員会に届け出なければならない。

(一部改正〔平成12年教委規則18号〕)

(協議会の庶務)

第13条 相模原市立博物館協議会(以下「協議会」という。)の庶務は、博物館で処理する。

(一部改正〔平成12年教委規則18号・24年9号〕)

(協議会会長への委任)

第14条 前条に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(一部改正〔平成12年教委規則18号・24年9号〕)

(様式)

第15条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(追加〔平成19年教委規則29号〕、一部改正〔平成24年教委規則9号・26年20号〕)

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理について必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正〔平成12年教委規則18号・19年29号・24年9号・27年15号〕)

附 則

この規則は、平成7年11月20日から施行する。

附 則(平成9年1月16日教委規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日教委規則第10号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日教委規則第18号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月1日教委規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月14日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日教委規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月29日教委規則第20号)

この規則は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に行う観覧料の減免について適用する。

附 則(平成19年3月30日教委規則第29号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教委規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日教委規則第20号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教委規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日教委規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

がく
○相模原市立尾崎号 堂記念館条例平成17年12月21日
条例第165号

(趣旨)

第1条 この条例は、相模原市立尾崎号 堂記念館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 号 堂尾崎行雄の生誕地の屋敷跡を保存し、ゆかりの文献、遺品その他の資料を展示するとともに、青少年の勉学の間とし、その健全な育成に寄与するため、相模原市立尾崎号 堂記念館(以下「記念館」という。)を相模原市緑区又野691番地に設置する。

(一部改正〔平成21年条例36号〕)

(利用の承認)

第3条 記念館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。承認された事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、記念館の管理上必要と認める範囲内で、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用の承認をしないものとする。

(1) 記念館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 記念館の施設、器具等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、記念館の管理上支障があると認められるとき。

(利用承認の取消し等)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。この場合において、教育委員会はこれらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

(1) 利用者が第3条第2項の規定による利用の承認の条件に違反したとき。

(2) 利用の申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 災害その他やむを得ない理由により教育委員会が必要と認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用者(利用目的に応じて入館した者を含む。)が、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備等の承認)

第7条 利用者は、特別な設備を施し、又は特別な器具等を使用するときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、記念館の管理上適当でないと認められる者があるときは、その入館を拒み、又は退館させることができる。

(販売行為等の禁止)

第9条 何人も、記念館の敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、記念館の利用を終了したとき、又は第5条の規定により利用の承認を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 記念館の施設等及び展示品等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、教育委員会

の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(津久井町の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧津久井町立尾崎罎堂記念館の設置及び管理に関する条例(昭和55年津久井町条例第18号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年12月22日条例第36号抄)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

がく
○相模原市立尾崎号 堂記念館条例施行規則

平成18年2月24日
教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市立尾崎号 堂記念館条例(平成17年相模原市条例第165号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 相模原市立尾崎号 堂記念館(以下「記念館」という。)^{がく}の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)
 - (2) 休日の翌日(休日、日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、12月28日から翌年の1月3日までの日
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。
- 3 教育委員会は、第1項第4号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を告示等により市民に周知するものとする。

(一部改正〔平成27年教委規則1号〕)

(利用できる時間及び受付時間)

第3条 記念館を利用できる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 記念館の利用に係る申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後4時30分までとする。

(利用承認申請手続)

第4条 条例第3条第1項の規定により承認を受けようとする者(承認された事項を変更しようとする者を除く。以下「利用申請者」という。)^{がく}は、相模原市立尾崎号 堂記念館利用承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、資料室の観覧の申請にあっては、口頭で行うものとする。

- 2 前項の申請書は、利用しようとする日の2日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成27年教委規則1号〕)

(利用の承認等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その利用を、承認するときは相模原市立尾崎号 堂記念館利用承認通知書(以下「利用承認通知書」という。)^{がく}により、承認しないときはその旨を利用申請者に通知するものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定により口頭でなされた申請に対する承認又は承認しない旨の通知は、口頭で行うものとする。

- 2 前項本文の規定による利用の承認は、申請の順序に従って行い、申請が同時の場合は、協議又は抽選によりこれを決定するものとする。ただし、公用又は公共のため、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 利用承認通知書により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)^{がく}は、利用の際、利用承認通知書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成27年教委規則1号〕)

(利用の取消し及び承認事項変更の手続)

第6条 利用者は、記念館の利用の取消し又は承認された事項の変更をしようとするときは、相模原市立尾崎号 堂記念館利用承認取消(変更)申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、利用の取消し又は承認事項の変更を、承認するときは相模原市立尾崎号 堂利用承認取消(変更)決定通知書により、承認しないときはその旨を利用者に通知するものとする。

(一部改正〔平成27年教委規則1号〕)

(特別な設備等の承認手続)

第7条 条例第7条の規定により特別な設備等の承認を受けようとする者は、相模原市立尾崎号 堂記念館^{がく} 特別設備等承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その特別な設備等を、承認するときは相模原市立尾崎号堂記念館特別設備等承認通知書により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。
(一部改正〔平成27年教委規則1号〕)
(販売行為等の許可手続)

第8条 条例第9条ただし書の規定により販売行為等の許可を受けようとする者は、相模原市立尾崎号堂記念館販売行為等許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、その販売行為等を、許可するときは相模原市立尾崎号堂記念館販売行為等許可通知書により、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。
(一部改正〔平成27年教委規則1号〕)
(遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された以外の施設、器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なく建物等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 許可なく記念館の器具等を所定の保管場所以外へ移動させないこと。
- (5) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物(身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬(同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。))を除く。)を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく所定の場所以外の場所で、飲食し、又は喫煙しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

(一部改正〔平成27年教委規則1号〕)

(職務上の立入り)

第10条 教育委員会は、記念館の管理上必要と認めたときは、係員を利用の承認をしている施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、当該係員の立入りを拒むことはできない。

(損傷等の届出)

第11条 記念館の施設、器具等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を文書により教育委員会に届け出なければならない。

(利用後の点検)

第12条 利用者は、記念館の利用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

(様式)

第13条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(追加〔平成27年教委規則1号〕)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、記念館の管理について必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正〔平成27年教委規則1号〕)

附 則

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧津久井町立尾崎号堂記念館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和55年津久井町教育委員会規則第3号)の規定により定められた様式の用紙が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成27年1月13日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○相模原市吉野宿ふじや管理規程

平成28年4月1日
教育委員会告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、相模原市緑区吉野214番地に所在する吉野宿ふじやの適正な保存及び活用を図るため、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(観覧日)

第2条 吉野宿ふじやの観覧ができる日(以下「観覧日」という。)は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 12月28日から翌年の1月3日までの日
- (2) 前号に掲げる日のほか、教育委員会が定める日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、観覧ができない日を観覧日とすることができる。

(一部改正〔平成29年教委告示5号〕)

(団体利用の特例)

第3条 前条に規定する観覧日のほか、10人以上の団体から観覧の申込みがあった場合で教育委員会が認めたときは、観覧ができない日であっても観覧させることができる。

(追加〔平成29年教委告示5号〕)

(観覧ができる時間)

第4条 吉野宿ふじやの観覧ができる時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(一部改正〔平成29年教委告示5号〕)

(観覧ができない日等の周知)

第5条 教育委員会は、第2条第1項第2号の規定により観覧ができない日を定め、若しくは同条第2項の規定により観覧ができない日を観覧日とするとき又は前条ただし書の規定により観覧ができる時間を変更するときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(一部改正〔平成29年教委告示5号〕)

(観覧に係る料金)

第6条 吉野宿ふじやの観覧に係る料金は、無料とする。

(一部改正〔平成29年教委告示5号〕)

(観覧の制限)

第7条 教育委員会は、吉野宿ふじやの管理上適当でないと認められる者があるときは、その観覧を制限することができる。

(一部改正〔平成29年教委告示5号〕)

(遵守事項)

第8条 吉野宿ふじやを観覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、資料等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 許可なく火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 許可なく物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物(身体障害者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬(同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。))を除く。)を持ち込まないこと。
- (6) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

(一部改正〔平成29年教委告示5号〕)

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、吉野宿ふじやの管理について必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正〔平成29年教委告示5号〕)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年4月1日教委告示第5号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。